

5月24日作成（青字は5月11日作成分）

## 「2018年版訪問看護関連報酬・請求ガイド(第1版・第1刷)」の補足・訂正について

標記ガイドをご購入いただきましてありがとうございます。お手数をおかけして申し訳ございませんが下記のとおり訂正・追加させていただきますので、ご確認の上、ご活用のごほうよろしくお願いいたします。

### 【介護保険の訪問看護】

- P14 【参考】介護保険制度の概要（利用の手続きとサービス）の図中○施設サービスに「・介護医療院」を追加  
P18 (3) ①の2行目の訂正…事業所の事情で看護師又は保健師が訪問→**准看護師が訪問**  
(4) 同一建物居住者の（介護予防）訪問看護費の減算の見直し（下から2行目の訂正）  
—別々に算出する。→ **合わせて算出する。** ※P78 同一建物の介護保険の備考欄も同様の訂正

### 【医療保険の訪問看護】

- P47 下から1行目…在宅時医学管理料→在宅時医学**総合**管理料、P56【留意点】※(10)の3行目も同様  
P50 6) 看護師等が同時に複数の看護師等と訪問看護を行う場合の加算→**看護職員が同時に他の看護師等**  
P58 表中イ機能強化型1：月の初日の訪問の場合の訂正… **2,400円→12,400円**  
P61 7) 在宅患者連携指導加算の【留意点】の訂正※医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院と特別の関係にある場合も算定できる。P62 在宅患者緊急時等カンファレンス加算の6番目にある※も同様  
P61 下から7,8,9行「~~※基準告示第2の1（厚生労働大臣が定める疾病等及び特別管理加算）~~」を削除  
P62 下から7行目…イの算定では週1回以上→後に（うち1回は**保健所等と共同**）を追加、ロの算定では→後に「**他職種チームと保健所等とが共同で**」を追加  
P63 下から7行目…~~※常勤の精神保健指定医~~→精神科の医師  
P65 8. 訪問看護ターミナルケア療養費の表中 訪問看護ターミナルケア療養費 **21**→訪問看護ターミナルケア療養費 **2**  
P81 <退院日・入院日等の訪問看護>の医療保険の欄の1行目訂正 退院後訪問指導料→**退院前訪問指導料**

### 【その他】

- P15 **総合事業とは**上から6行目…~~援総合事業~~→総合事業  
【参考】地域支援事業とは の表中の訂正  
○1行目を次の通り訂正→「**地域支援事業は、①総合事業、②包括的支援事業、③任意事業で成り立つ**」  
○④在宅医療・介護連携推進事業→○在宅医療・介護連携推進事業とし、②の包括的支援事業に含める。  
○任意事業→ **③任意事業・・・**とし、行の最後に移動する。  
P32 2) 障害福祉サービス等報酬(1) 児童発達支援事業等の報酬「看護職員加配加算の場合」を訂正  
1. 看護職員加配加算（Ⅰ）400単位/日：児童発達支援給付の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を1人以上配置し、判定スコアを合算して8点以上である利用者数が5人以上。  
2. 看護職員加配加算（Ⅱ）800単位/日：児童発達支援給付の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を2人以上配置し、判定スコアを合算して8点以上である利用者数が9人以上。  
2) 障害福祉サービス等報酬(2) 加算の全文差し替え  
**重症心身障害児の支援に対し児童指導員等加配加算（Ⅰ）（Ⅱ）が新設され、児童発達支援給付の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等、その他の従業員の加配が対象となる。**  
P112 3) 利用料の管理の4行目の訂正… 料金回数代行→**料金回収代行**

### 【厚労省の疑義解釈通知等】

- P41 追加（看多機）○末期の悪性腫瘍等及び特別訪問看護指示期間の訪問看護は宿泊サービス利用者に対して、日中に行った場合は算定できない（疑義解釈について（その3） H30, 4, 25）